

貸貨人（以下「甲」といいます）は、申込書記載の貸貨物件に係る貸借人（以下「貸借人」といいます）との貸借契約に基づく賃料等（以下「賃料等」といいます）の徴収に関して、下記の「Bees R サービス（オーナーズ）利用規約」（以下「本規約」といいます）を承諾のうえ、株式会社HUBEES（以下「乙」といいます）が運営する取納代行（口座振替サービス）（以下「本件サービス」といいます）の利用を乙に申し込みます。

Bees R サービス（オーナーズ）利用規約

第1条（契約の成立）

- 甲は、本件サービスの利用を希望する場合、乙に申込書その他乙所定の必要書類を提出し、乙の審査を受けるものとします。
- 乙が前項の審査により承認した場合、当該承認日において、本規約に基づく「Bees R サービス（オーナーズ）利用契約」（以下「本契約」といいます）が甲乙間に成立するものとします。
- 第1項の審査結果が不承認である場合、乙は、甲に対してその旨を通知するものとし、本契約は成立しないものとします。但し、乙は不承認の理由を開示する義務、甲から受領した申込書その他必要書類を返却する義務を負いません。

第2条（本件サービスの履行）

- 乙は、本件サービスにより、貸借人が甲に対し口座振替により賃料等を支払うにあたって金融機関等に対する諸手続を行い、また、口座振替に基づき引き落とされた賃料等を、甲を代行して取納するものとします。但し、本規約の定めにより、口座振替に代え、コンビニエンスストア店頭における支払を求める場合があるものとします。
- 乙は、本件サービスの運営に係る業務を、乙の責任において、第三者（以下「提携先」といいます）に委託することができるものとします。

第3条（取扱金融機関）

本件サービスにおいて貸借人が口座振替の引落口座として指定可能な預金口座は、乙が別途指定する金融機関のいずれかに設けられた預金口座に限るものとします。

第4条（預金口座振替依頼書）

- 甲は、貸借人から乙所定の「預金口座振替依頼書」（以下「依頼書」といいます）（貸借人が指定する引落口座（以下「取引口座」といいます）その他必要事項が記載され、取引口座における貸借人の登録印が捺印のされたもの）を徴収し、乙所定の期日までに乙に提出するものとします。
- 取引口座、原則として貸借人が貸借人自身の名義で保有する預金口座に限るものとします。第三者（貸借人の親縁者等を含みます）名義の預金口座を取引口座として指定する場合、これに伴う不利益は全て貸借人が負担するものとします。
- 乙は、依頼書を取引口座の存する金融機関（以下「取引金融機関」といいます）に提出し、口座振替に必要な手続を行うものとします。また、依頼書の記載に不備がある場合、甲は再度貸借人から依頼書を徴収し、遅滞なく乙に提出するものとします（不備のある依頼書は乙から貸借人に返却されます）。なお、甲は、依頼書の記載不備により口座振替の開始が遅延する場合があることを承認するものとします。
- 取引口座に異動がある場合、甲は、前各項に準じて速やかに貸借人より新たな依頼書を徴収し、依頼書を乙に提出し、異動後の取引口座を届け出るものとします。

第5条（賃料等）

- 本件サービスの対象となる賃料等は、申込書記載の請求額合計とします。
- 甲は、賃料等に変更が生じた場合又は貸借人に対する賃料等の請求を停止する場合、乙の定める方法により、振替予定日の属する月の5日（当該日が取引金融機関の休業日に該当する場合、前営業日とします）までに乙に届け出るものとします。
- 甲が、乙に対する、本件サービスの利用申込み、前項の届出、第11条4項の届出及び第18条第1項の届出（以下「届出等」といいます）を取扱会社、管理会社等（甲による貸貨物件に係る事務等の委託先をいふ申込書に記載されたものに限る、以下「取扱会社」といいます）を通じて行った場合、甲による別段の指定がない限り、取扱会社による届出等は、甲による意思表示とみなすものとします。
- 第2項の届出の不備又は賃料等の記載不備、誤記、欠落等により、甲又は貸借人その他第三者に損害が生じた場合、甲は自らの責任においてこれを処理し、乙は一切の責任を負わないものとします。

第6条（口座振替）

- 乙は、第4条に基づき提出された依頼書について取引金融機関による口座確認が完了後、毎月26日（以下「口座振替日」といいます）に当該預金口座に賃料等の口座振替請求手続を行います。但し、口座振替請求の開始時期は、乙所定の基準によるものとします。
- 口座振替日が取引金融機関の休業日に該当する場合、その翌営業日を口座振替日とします。

第7条（明細書）

- 乙は、口座振替日の属する月の翌月20日までに、当該口座振替日に係る口座振替に係る賃料等の明細データ（以下「明細データ」といいます）を、申込書記載の甲のEメールアドレス宛に送信するものとします。
- 甲が、明細データに代わり口座振替に係る賃料等の明細書（以下「明細書」といいます）の送付を希望する場合、前項の規定にかかわらず、乙は、毎月20日までに、前月分の明細書を申込書記載の甲の住所宛に送送するものとします。なお、この場合乙は前項によるEメールアドレス宛に明細データの送信を行いません。
- 前項の場合、甲は、乙に対して、第9条3項に定める明細書送付手数料（以下「明細書送付手数料」といいます）を支払うものとします。

第8条（コンビニエンスストアにおける支払）

- 乙は、下記の事情がある場合、当該月の賃料等についてコンビニエンスストア払込票（以下「払込票」といいます）を発行し、申込書記載の払込票送付先を優先として、貸借人に送付します。
 - 乙所定の期日までに取引金融機関による口座確認が完了しない場合
 - 口座振替日において取引口座の残高不足等の理由により賃料等の引落がなされなかった場合
- 貸借人は、前項により払込票の送付を受けた場合、払込票記載の期日までに、乙所定のコンビニエンスストアにおいて賃料等を支払うものとします。なお、貸借人は、コンビニエンスストアにおける取扱手数料を賃料等と別に、当該コンビニエンスストアに支払うものとします。
- 前項に基づき賃借人がコンビニエンスストアにおいて賃料等を支払った場合は、当該支払日をもって当該賃料等について貸借人の甲に対する弁済がなされたものとします。

第9条（本件サービス利用料等）

- 甲は、本件サービス利用料として、次の各号に定める手続1件毎に500円及びこれにかかる消費税を、乙に対して支払うものとします。
 - 第6条による口座振替請求手続
 - 第8条による払込票の発行・送付手続
- 甲は、貸借人が払込期間内に払込票による支払いを行わない場合、貸借人の取引口座に対する口座振替請求の結果振替不能となった場合その他理由の如何を問わず乙が賃料等を収納できなかった場合であっても、前項の手数料の支払を免れないものとします。
- 甲は、第7条第2項により明細書の送付を希望する場合、明細書送付手数料として、一明細書毎に100円及びこれにかかる消費税を支払うものとします。
- 乙は、本件サービス利用料及び明細書送付手数料並びにこれにかかる消費税を、甲へ送金すべき取納金額から控除することにより、甲によるその支払いに充てることができるものとします。但し、送金すべき取納金額がない場合、甲は本件サービスの利用料及び明細書送付手数料を第11条第2項各号に定める期日の属する月の末日までに、乙に対して支払うものとします。
- 金融情勢その他諸般の状況の変化等により乙が必要とする場合、乙は1ヶ月前以上の予告期間を設けて乙所定の方法で甲に通知することにより、本件サービス利用料又は明細書送付手数料の金額を変更できるものとします。

第10条（未取納）

乙は理由の如何を問わず、貸借人が払込期間にコンビニエンスストアで払込を行わないこと及び貸借人の取引口座からの振替不能について、一切の責任を負わないものとします。

第11条（取納金額送金の方法）

- 乙は、本件サービスを通じて取納代行した賃料等（以下「取納金額」といいます）から本件サービス利用料及び明細書送付手数料並びにこれにかかる消費税を控除した残額を、申込書記載の甲の振込口座（以下「振込口座」といいます）に送金するものとします。なお、乙は、乙が取納していない賃料等について、いかなる場合においても甲に対し立替払い等の支払義務を負うものではなく、貸借人に対する取立の責任を負うことはありません。
- 乙は、次の各号による取納金額を各号に定める期日（以下「送金日」といいます）において、前項の送金を行うものとします。
 - 払込票による取納 払込期間の末日の属する月の翌月20日（当該期日が金融機関の休業日に該当する場合、翌営業日を送金日とします）
口座振替日の属する月の翌月10日（当該期日が金融機関の休業日に該当する場合、前営業日を送金日とします。但しこの場合でも、口座振替日と送金日との間が5営業日に満たない場合、翌営業日を送金日とします）
 - 口座振替
- 賃料等を取納後甲への送金までの間に乙が取納金額を保持することによって、何等利息が生じるものではなく、甲は引渡し時に取納金額に利息が付されないことを承諾します。
- 振込口座に関する変更がある場合、甲は乙所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。甲の申

込書の記載不備又は乙の定める期限内に届出がなされなかったことにより組戻手続が生じた場合、次に定める組戻手数料及び振込手数料並びにこれらにかかる消費税は甲の負担とし、乙は、変更後の振込口座に対する第1項による送金において、取納金額から、本件サービス利用料及び明細書送付手数料に加えて、組戻手数料及び振込手数料並びにこれらにかかる消費税を控除することにより、甲による支払いに充てることができるものとします。

① 組戻手数料	1000円 / 組戻1件
② 振込手数料	200円 / 振込1件

第12条（相殺）

乙は、第9条4項に基づくほか、甲が乙に支払う債務がある場合、その弁済期に関らず、前条により甲に送金する取納金額と相殺することができるものとします。

第13条（貸借人との折衝）

- 本件サービスを利用した取納金額に関して、貸借人に対してする一切の折衝は甲が行うものとし、乙は貸借人に対して請求書・領収書の発行、入金督促、及び振替済みの通知等は行わないものとします。
- 甲と貸借人との債権債務、契約関係に関する一切の苦情・紛争については、甲の責任において解決するものとし、乙、提携先、コンビニエンスストア及び金融機関に対して何等の迷惑もかけないものとし、
- 前項の苦情・紛争により、乙、提携先、コンビニエンスストア及び金融機関に対して訴訟、その他の請求がなされた場合、甲は、これにより乙、提携先、コンビニエンスストア及び金融機関の被る一切の損失、損害及び費用について補償するものとします。

第14条（個人情報）

- 乙は、本件サービスの利用により知り得た甲の個人情報を「個人情報取扱規約」に基づき取扱うものとし、甲はこれを了解します。
- 甲は、乙が本件サービスの利用により知り得た甲の個人情報を提携先、コンビニエンスストア及び金融機関との間で共同利用する場合があることについて予め承諾します。

第15条（免責）

- 乙は、金融機関及び提携先の作為もしくは不作為に起因する甲又は貸借人の損害について一切責任を負わないものとし、
- 乙は、以下の第①号に該当する場合は1週間前までに甲に通知することにより、また、以下の第②号、第③号又は第④号に該当する場合には何等通知をすることなく、本件サービスの全部又は一部を停止できるものとします。
 - 本件サービスに係るサーバ、ネットワーク機器、回線等を保守・点検するとき
 - サーバ、ネットワーク機器、回線等の混雑、故障、停止又は停電、火災その他の事由により本件サービスの稼動が困難なとき
 - 甲が本規約に違反している疑いがあるとき
 - 貸借人が別途乙と貸借人との間で締結した「Bees R サービス（オーナーズ）利用契約」に違反したとき又はその疑いがあるとき

第16条（地位の譲渡の禁止）

- 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡してはならないものとします。
- 甲は、本契約上の乙に対する債権を第三者に譲渡、質入等してはならないものとします。

第17条（規約の変更）

乙は、1ヶ月前以上の予告期間を設けて乙所定の方法で甲に通知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。

第18条（届出義務）

- 甲は、申込書記載した氏名（法人の場合、商号及び代表者）、住所、振込口座、その他重要な事項に変更があった場合は、乙に対して直ちにその旨を乙所定の方法で届け出るものとします。
- 前項に定める届出を怠ったため、乙からなされた通知又は送付された書面等が延着し又は到着しなかった場合は、これらの書面は通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、自己（自己の役員・従業員を含む）が、現在及び将来において次の各号（以下各号に該当する者を「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明・保証します。(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 (5) 暴力団関係企業 (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 (7) その他第1号乃至第5号に準ずる団体又は個人
- 甲及び乙は、自己（自己の役員・従業員を含む）が、現在及び将来において前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます）と次の各号のいずれかに該当する関係を生じないことを表明・保証します。(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係 (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 甲及び乙は、自己（自己の役員・従業員を含む）が次の各号に該当する行為を一切行わないことを確約します。(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 (5) 換金を目的とする商品の販売行為 (6) その他第1号乃至第5号に準ずる行為

第20条（損害賠償）

乙の責めに帰すべき事由により、本契約に関連して、甲に損害が生じた場合、甲の通常かつ直接の損害に限り、かつ、損害発生日の属する月の直前12か月間に手数料として甲が乙に支払った金額を上限として、乙は損害賠償責任を負うものとします。

第21条（契約期間等）

- 本契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに甲が乙に対して別段の意思表示をしない場合は、本契約はさらに同一条件にて1年間更新するものとし、以後も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、解約希望日の1ヵ月前までに乙所定の書面により通知することにより、解約希望日に本契約を中途解約することができるものとします。
- 期間満了及び中途解約により本契約が終了した場合においても、期間満了日又は解約希望日までに乙が既に取引金融機関に対して振替依頼を完了している場合、手数料の支払が終了するまで本契約の効力は継続するものとします。

第22条（期限の利益の喪失及び即時解除）

甲は、甲について次の各号の事由が生じた場合、当然に期限の利益を失い、その時点において存在する乙に対する全ての債務を直ちに履行するものとします。この場合、甲は何等催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- 本規約に違反したとき
- 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分の申し立てを受けたとき
- 破産又は民事更生手続、特別清算手続、もしくは会社更生手続等の開始の申し立てを受けたとき、又は自ら申し立てたとき（任意整理の通知の発送をしたときを含む）
- 自ら振り出した手形もしくは小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に陥ったとき
- 清算手続を開始したとき
- 監督官庁から事業停止処分又は事業免許もしくはは事業登録の取消処分を受けたとき
- 解散、事業の停止、資本の減少、事業の譲渡又は合併（自らが存続会社となる吸収合併を除く）を決議したとき
- 天災地変、事故、刑事訴追、行政処分、訴訟又は紛争等理由を問わず事業活動に支障をきたしたと認められるとき、もしくは事業上の信用が著しく低下したと認められたとき
- 乙に対し、営業上の信用を害し又は害するおそれのある行為、乙に重大な損害を与え又は与えるおそれのある行為もしくはその他背信行為を行ったと認められるとき

第23条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に基づく紛争を裁判により解決する場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第24条（存続条項）

期間満了、中途解約その他原因の如何に拘わらず本契約が終了した場合といえども、第13条（貸借人との折衝）、第14条（個人情報）、第16条（地位の譲渡の禁止）、第20条（損害賠償）、第23条（合意管轄）、本条（存続条項）、第25条（その他）の各規定は、依然として有効に存続するものとします。

第25条（その他）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙信義に基づき誠実に協議の上決定するものとします。

（平成26年2月10日改訂）